

生鮮標準商品コードの維持管理業務に関する運営要領

制定 平成 22 年 11 月 1 日付け 協議会第 44 号

第 1 趣旨

平成 20 年度経済産業省流通システム標準化事業で整備した生鮮標準商品コード体系ならびに生鮮標準商品コード（以下「商品コード」という。）については、生鮮商品分野における流通ビジネスメッセージ標準の普及をはじめとする生鮮取引電子化の効率的な推進にとって欠かせないものである。

このため、流通システム標準の維持管理、導入支援・普及支援等を行う流通システム標準普及推進協議会（以下「流通 BMS 協議会」という。）と生鮮取引電子化推進協議会（以下「生鮮 EDI 協議会」という。）は、両協議会の特性、専門性を生かし生鮮標準商品コード体系ならびに商品コードに関する維持管理業務を協力して行う「覚書」（平成 22 年 7 月 14 日付け）を締結したところである。

今後、商品コードの維持管理業務については、覚書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、生鮮 4 品目のうち、「花き」については、この要領の対象外とする。

第 2 維持管理業務に関する役割分担

- 1 流通 BMS 協議会は、生鮮標準商品コード体系の改変要求の受付、審議、承認等の維持管理に関する業務を行う。
- 2 生鮮 EDI 協議会は、商品コードの追加申請の受付、審議、承認等の維持管理に関する業務を行う。

第 3 商品コードの維持管理体制

- 1 商品コードの追加申請等（変更および削除を含む。以下同じ。）の審査を的確に行うため、生鮮 EDI 協議会に品目別の専門委員会（以下「専門委員会」という。）として、青果物専門委員会、食肉専門委員会および水産物専門委員会を置く。

ただし、品目別の業界における諸事情等により当分の間商品コードの追加申請等が行われる見込みがないときは、それまでの間当該品目に係る専門委員会を置かないこととすることができる。

(1) 専門委員会の構成

専門委員会は、第 4 に規定する業界代表団体および生鮮 EDI 協議会が指定する関係団体から推薦された者によって構成する。

(2) 専門委員会の事務局

専門委員会の事務局は、生鮮 EDI 協議会の事務局が担当する。

2 生鮮 EDI 協議会は、専門委員会との調整を図るとともに、必要に応じて業界間での検討の場を設定する。

第4 商品コードの追加申請等の申請者

商品コードの追加申請等を専門委員会に申請ができる者は、次の(1)から(4)の団体等(以下「業界代表団体」という。)の他(財)食品流通構造改善促進機構(以下「食流機構」という。)とする。

(1) 青果物流通情報処理協議会

(2) 食肉流通標準化システム協議会

(3) 水産物標準商品コード維持管理委員会

(4) 流通システム標準普及推進協議会

第5 商品コードの追加申請等の手続き

1 個別企業等が商品コードの追加申請等を行う場合は、次によるものとする。

(1) 業界代表団体に所属する個別企業等は、その個別企業等の所属する業界代表団体に要請する。

(2) 業界代表団体に所属しない生鮮 EDI 協議会会員にあつては、食流機構に直接要請する。なお、生鮮 EDI 協議会会員である全国団体等に所属している個別企業等は、その全国団体等を通じて食流機構に要請する。

(3) 業界代表団体に所属しない生鮮 EDI 協議会会員以外の者については、その者の取引先等の生鮮 EDI 協議会会員を通じて要請することができる。

2 業界代表団体および食流機構は、個別企業等からの商品コードの追加申請等の要請内容を検討し、生鮮 EDI 協議会が別に定める品目別の「生鮮標準商品コード(追加・変更・削除)申請書」(以下「申請書」という。)に所定の事項を記入の上、生鮮 EDI 協議会に提出する。

3 生鮮 EDI 協議会は、申請書を受理したときは、速やかに該当の専門委員会に申請書を提出する。

4 専門委員会は、申請書の審査を行うにあつては、生鮮 EDI 協議会が別に定める品目別の「生鮮標準商品コード追加申請等審査基準」を参考にするとともに、業界代表

団体と連携・調整を図るものとし、審査の結果、適正と認めるときは新商品コードを付番する。

なお、審査結果は、生鮮 EDI 協議会を通じて申請のあった業界代表団体等に通知する。

- 5 生鮮 EDI 協議会は、専門委員会において商品コードの新規付番等が決定したときは、生鮮 EDI 協議会が維持管理する商品コードファイルに新規付番等の追加登録等を行うとともに、流通 BMS 協議会にその旨通知する。

第 6 商品コードの公開

商品コードについては、生鮮 EDI 協議会ならびに流通 BMS 協議会のホームページに掲載しこれを公開する。

第 7 経費の負担方法

専門委員会開催に係る経費およびその他商品コードの維持管理業務に必要な経費については、当分の間、生鮮 EDI 協議会において負担する。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、商品コードの維持管理業務に関し必要な事項は、生鮮 EDI 協議会が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成 22 年 11 月 1 日から実施する。
- 2 平成 16 年 3 月 23 日付けで生鮮取引電子化推進協議会に設置された「生鮮標準商品コード等の維持管理委員会」は、廃止する。